

平成 25 年 度

沖繩県健全化判断比率審査意見書

沖繩県資金不足比率審査意見書

沖 繩 県 監 査 委 員

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県監査委員	知 念 建 次
沖縄県監査委員	押 鐘 博 子
沖縄県監査委員	仲 田 弘 毅
沖縄県監査委員	渡久地 修

平成25年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び  
沖縄県資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度沖縄県健全化判断比率及び沖縄県資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、別添のとおり意見書を提出します。

## 目 次

平成25年度沖縄県健全化判断比率審査意見書	1
健全化判断比率の概要	2
平成25年度沖縄県資金不足比率審査意見書	9
資金不足比率の概要	10
(参考)	
1 用語の説明	11
2 比率算定の対象となる範囲	12

## 平成25年度沖縄県健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年7月30日付け総財第509号をもって審査に付された平成25年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

### 2 審査の概要

審査に当たっては、健全化判断比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

### 3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定し、適正に作成されているものと認められた。

#### 健全化判断比率

	平成25年度 (%)	平成24年度 (%)	比 較 増減(△)	早期健全 化基準(%)	財政再生 基準(%)
①実質赤字比率	—	—	—	3.75	5
②連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15
③実質公債費比率	12.2	11.0	1.2	25	35
④将来負担比率	65.9	81.3	△15.4	400	/

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示している。

### 4 審査の意見

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

実質公債費比率は12.2%で、前年度に比べ1.2ポイント高くなっているが、早期健全化基準である25%を下回っている。

将来負担比率は65.9%で、前年度に比べ15.4ポイント改善しており、早期健全化基準である400%を下回っている。

しかしながら、一般会計等の県債残高は、前年度に比べ109億5,022万円減少し、6,720億4,409万円となっているものの、依然として多額であり、将来の財政負担を抑制する観点から、今後の県債の発行にあたっては、慎重に対応していただきたい。

## 健全化判断比率の概要

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合は、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らねばならない。

### 1 実質赤字比率の状況

#### (1) 実質赤字比率とは

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計等」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

#### (2) 算定式

実質赤字比率の算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(-)}{(353,277,403\text{千円})}$$

#### (3) 一般会計等の実質収支

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計が赤字の場合は、その赤字額が実質赤字額となるが、各会計の実質収支額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

(千円)

会 計 名	平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
一 般 会 計	84,526,222	77,800,299	6,725,923
沖縄県農業改良資金特別会計	92,413	69,937	22,476
沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計	230,000	240,000	△ 10,000
沖縄県中小企業振興資金特別会計	494,158	484,305	9,853
沖縄県下地島空港特別会計	74,047	187,642	△ 113,595
沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計	△ 2,095	△ 4,869	2,774
沖縄県所有者不明土地管理特別会計	142,485	141,230	1,255
沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計	776,283	808,891	△ 32,608
沖縄県林業改善資金特別会計	45,549	37,226	8,323
沖縄県産業振興基金特別会計	36,367	35,997	370
沖縄県公債管理特別会計	△ 81,452,575	△ 74,112,071	△ 7,340,504
合 計	4,962,854	5,688,587	△ 725,733

(注)・実質赤字比率は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出を基に算定する。

・健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したもの。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は4,962,854千円の黒字で、前年度と比較すると、725,733千円減少(減少率12.8%)している。

#### (4) 算定結果

実質赤字比率は、実質赤字がないため、前年度と同様、算定されない。

平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
—	—	—

## 2 連結実質赤字比率の状況

### (1) 連結実質赤字比率とは

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

### (2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(-)}{(353,277,403\text{千円})}$$

### (3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額を合計した額が赤字の場合は、その赤字額が連結実質赤字額となるが、この実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

(千円)

会 計 名		平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
一般会計等の実質収支額		4,962,854	5,688,587	△ 725,733
公 営 事 業 の 資 金 不 足 額 (△) ・ 資 金 剰 余 額	沖縄県駐車場事業特別会計	17	8	9
	沖縄県水道事業会計	14,611,889	13,934,739	677,150
	沖縄県工業用水道事業会計	718,779	735,748	△ 16,969
	沖縄県病院事業会計	14,708,642	13,068,690	1,639,952
	沖縄県下水道事業特別会計	641,883	528,412	113,471
	沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	10,577	14,702	△ 4,125
	沖縄県中央卸売市場事業特別会計	8,663	13,645	△ 4,982
	沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	32,033	50,225	△ 18,192
	沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	58,394	34,322	24,072
	沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	6,326,296	6,424,820	△ 98,524
沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	0	0	0	
沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	0	0	0	
合 計		42,080,027	40,493,898	1,586,129

(注) 公営事業のうち宅地造成事業の「沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計」及び「沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計」で資金剰余額が生じる場合、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は42,080,027千円の黒字で、前年度と比較すると、「沖縄県病院事業会計」で資金剰余額が1,639,952千円増加したこと等のため、1,586,129千円増加(増加率3.9%)している。

### (4) 算定結果

連結実質赤字比率は、連結実質赤字がないため、前年度と同様、算定されない。

平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
—	—	—

### 3 実質公債費比率の状況

#### (1) 実質公債費比率とは

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

#### (2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金}) + (\text{準元利償還金}) - (\text{特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率 (3か年平均) =  $\frac{\text{H25} + \text{H24} + \text{H23}}{3} = \frac{14.48848 + 11.69961 + 10.51341}{3} = 12.2\%$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

(千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
分子 A	46,017,978	37,647,636	33,452,441	34,533,961
分母 B	317,617,638	322,612,598	318,188,343	319,115,867
単年度の比率 (A/B)	14.48848%	11.66961%	10.51341%	10.82176%
実質公債費比率	平成25年度	(3か年平均) 12.2%		
	平成24年度		(3か年平均) 11.0%	

(注) 単年度の比率は小数点第5まで算出し、3か年平均の比率は小数点第2以下を切り捨てる。

#### (3) 算定結果

平成25年度の実質公債費比率は、平成25年度、平成24年度及び平成23年度の単年度の比率を平均した結果12.2%となり、前年度を1.2ポイント上回っている。

平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
12.2%	11.0%	1.2

## (4) 前年度との比較

実質公債費比率（単年度）を前年度と比較すると、「地方債の元利償還金」等の増により分子の額が増加し、「普通交付税額」が減少したことにより分母の額が減少し、その結果、相対的に約2.8ポイント増加している。

(分子)		(千円)		
区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	81,609,287	72,380,378	9,228,909
	準元利償還金	4,792,403	4,381,444	410,959
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	3,761,144	3,189,476	571,668
	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	608,886	633,256	△ 24,370
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	382,084	501,132	△ 119,048
	一時借入金の利子	40,289	57,580	△ 17,291
計		86,401,690	76,761,822	9,639,868
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特定財源	4,723,947	4,935,944	△ 211,997
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	35,659,765	34,178,242	1,481,523
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,469,818	3,525,050	△ 55,232
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る。）	900,143	904,727	△ 4,584
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	30,268,390	28,741,195	1,527,195
	災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金に係るものに限る。）	259,265	285,240	△ 25,975
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	762,149	722,030	40,119	
計		40,383,712	39,114,186	1,269,526
分子の額		46,017,978	37,647,636	8,370,342

(分母)		(千円)		
区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
標準財政規模		353,277,403	356,790,840	△ 3,513,437
標準税収入額等		107,450,687	104,975,848	2,474,839
普通交付税額		201,191,432	208,394,965	△ 7,203,533
臨時財政対策債発行可能額		44,635,284	43,420,027	1,215,257
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	35,659,765	34,178,242	1,481,523
分母の額		317,617,638	322,612,598	△ 4,994,960



#### 4 将来負担比率の状況

##### (1) 将来負担比率とは

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

##### (2) 算定式

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

	(将来負担額)      - (充当可能財源等)	
	861,360,435千円    -    651,942,170千円	
将来負担比率 =	—————	= 65.9%
	(標準財政規模)	
	- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
	353,277,403千円    -    35,659,765千円	

(注) 将来負担比率については、小数点第2以下は切り捨てる。

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

(千円)

区 分	平成25年度	平成24年度	比較増減 (△)
分 子	209,418,265	262,293,161	△ 52,874,896
分 母	317,617,638	322,612,598	△ 4,994,960

##### (3) 算定結果

将来負担比率は65.9%で、前年度の81.3%と比較して15.4ポイント低くなっている。

平成25年度	平成24年度	比較増減 (△)
65.9%	81.3%	△15.4

## (4) 前年度との比較

将来負担比率を前年度と比較すると、「基準財政需要額算入見込額」等の増により分子の額が減少し、「普通交付税額」が減少したことにより分母の額が減少し、その結果、前年度と比較して15.4ポイント減少している。

(分子)

(千円)

区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
将 来 負 担 額	地方債の現在高	672,044,097	682,994,320	△ 10,950,223
	債務負担行為に基づく 支出予定額	1,943,961	2,405,964	△ 462,003
	公営企業債等繰入見込額	36,970,734	37,391,881	△ 421,147
	組合負担等見込額	5,930,734	5,886,230	44,504
	退職手当負担見込額	143,767,992	149,351,797	△ 5,583,805
	設立法人の負債額等負担 見込額	702,917	423,176	279,741
	連結実質赤字額	0	0	0
	組合連結実質赤字額 負担見込額	0	0	0
	計	861,360,435	878,453,368	△ 17,092,933
充 当 可 能 財 源 等	充 当 可 能 基 金	94,760,080	78,615,547	16,144,533
	充 当 可 能 特 定 歳 入	30,873,156	33,955,203	△ 3,082,047
	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	526,308,934	503,589,457	22,719,477
	計	651,942,170	616,160,207	35,781,963
分子の額		209,418,265	262,293,161	△ 52,874,896

(分母)

(千円)

区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
標準財政規模		353,277,403	356,790,840	△ 3,513,437
標準税収入額等		107,450,687	104,975,848	2,474,839
普通交付税額		201,191,432	208,394,965	△ 7,203,533
臨時財政対策債発行可能額		44,635,284	43,420,027	1,215,257
標準財政規模か ら差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準財 政需要額算入額	35,659,765	34,178,242	1,481,523
分母の額		317,617,638	322,612,598	△ 4,994,960



## 平成25年度沖縄県資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年7月30日付け総財第509号をもって審査に付された平成25年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

### 2 審査の概要

審査に当たっては、資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

### 3 審査の結果

審査に付された次の11公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定し、適正に作成されているものと認められた。

#### 資金不足比率

会 計 名	平成25年度比率	平成24年度比率	経営健全化 基準 (%)
①沖縄県水道事業会計	—	—	20.0
②沖縄県工業用水道事業会計	—	—	20.0
③沖縄県病院事業会計	—	—	20.0
④沖縄県下水道事業特別会計	—	—	20.0
⑤沖縄県国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	—	—	20.0
⑥沖縄県中央卸売市場事業 特別会計	—	—	20.0
⑦沖縄県宜野湾港整備事業 特別会計	—	—	20.0
⑧沖縄県中城湾港（新港地区） 整備事業特別会計	—	—	20.0
⑨沖縄県中城湾港（新港地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑩沖縄県中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業特別会計	—	—	20.0
⑪沖縄県中城湾港マリン・タウン 特別会計	—	—	20.0

（注）資金不足額が生じていないため、「—」で表示している。

### 4 審査の意見

審査した上記11公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足額が生じていないため算定されない。

しかし、沖縄県病院事業会計の当年度未処理欠損金（累積赤字）は前年度に比べ2億5,092万円増加し、170億1,915万円となっており、依然として多額であることから、引き続き、経営の健全化に取り組む必要がある。

## 資金不足比率の概要

### 1 資金不足比率の状況

#### (1) 資金不足比率とは

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければならないため（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前に確認する必要がある。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

#### (2) 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

#### (3) 算定結果

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

(参考) 1 用語の説明

用語	説明
一般会計等	地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもの。
実質赤字額	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額。 実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼ぶ。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。 なお、地方財政法施行令附則第10条第2項の規定により、平成25年度までの特例として、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれている。
公営企業  (法適用企業)  (法非適用企業)	<p>公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。</p> <p>法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。</p> <p>法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。 公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。</p> <p>法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。</p>
資金の不足額	公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本とする。
早期健全化基準	地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。
財政再生基準	地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。
経営健全化基準	地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

(参考) 2 比率算定の対象となる範囲

一般会計等	一般会計		沖縄県農業改良資金特別会計	実質赤字比率		
			沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計			
			沖縄県中小企業振興資金特別会計			
			沖縄県下地島空港特別会計			
			沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計			
			沖縄県所有者不明土地管理特別会計			
			沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計			
			沖縄県林業改善資金特別会計			
			沖縄県産業振興基金特別会計			
			沖縄県公債管理特別会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営特別会計	沖縄県駐車場事業特別会計		連結実質赤字比率		
		法適用	宅地造成事業以外		沖縄県水道事業会計	
	沖縄県工業用水道事業会計					
	沖縄県病院事業会計					
	沖縄県下水道事業特別会計					
	沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計					
	沖縄県中央卸売市場事業特別会計					
	沖縄県宜野湾港整備事業特別会計					
	沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計					
	法非適用（特別会計）				宅地造成事業	沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計
						沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計
		沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計				
		沖縄県離島医療組合				
		那覇港管理組合				
	一部事務組合	沖縄県土地開発公社			実質公債費比率	
		沖縄県産業振興公社				
		沖縄県信用保証協会				
		沖縄県農業開発公社				
		八重山漁業協同組合				
宮古島漁業協同組合						
地方公社・第三セクター等	沖縄県土地開発公社		将来負担比率			
	沖縄県産業振興公社					
	沖縄県信用保証協会					
	沖縄県農業開発公社					
	八重山漁業協同組合					
	宮古島漁業協同組合					
		資金不足比率				